



島根県報

令和6年7月26日（金）

第 5 3 5 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

自治功労章授与規程の廃止	（秘 書 課）	2
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定	（ ” ）	2
土地収用法の規定による事業の認定	（用 地 対 策 課）	3
建築基準法の規定による道路の指定	（建 築 住 宅 課）	5

【公 告】

公共測量の実施（2件）	（技 術 管 理 課）	5
公共測量の実施の変更	（ ” ）	6
公共測量の終了	（ ” ）	6

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体		7
政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体		7

告 示

島根県告示第485号

自治功労章授与規程（昭和9年島根県告示第182号ノ4）は廃止し、令和6年7月26日から施行する。

令和6年7月26日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第486号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年7月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

江津市桜江町今田435-2、436-4、436-5、546、547、548-1、548-2、549、550-1、550-4、550-5、552-15、552-16、605

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

桜江町今田435-2・436-4・436-5・546・547・548-1・548-2・550-1・550-5・605（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第487号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年7月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

飯石郡飯南町佐見464-1、1203-2

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第488号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

令和6年7月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 起業者の名称

美郷町

2 事業の種類

美郷町商業活性化賑わい創出事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県邑智郡美郷町粕淵地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、島根県邑智郡美郷町粕淵地内における2,948.3平方メートルの土地を起業地とする「美郷町商業活性化賑わい創出事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、美郷町が商業活性化と賑わい創出のための拠点施設と駐車場を整備する事業であり、土地収用法（以下「法」という。）第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である美郷町は、一般財源等による財源措置を講じているので、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

美郷町では、人口減少や少子高齢化などに伴い、商工事業者の減少が加速し、町の中心地である粕淵商店街の空き店舗や空き地が増加している。また、美郷町の生鮮食料品販売の中心的存在である「産直みさと市」も老朽化しつつあることや市町村別人口あたりの飲食店数は県内でも最低レベルとなっている状況の中、「活気あふれる明るい町」「町外と活発な交流のある町」を目指し、様々な取組を行っている。

それらの取組の中で、関連する関係人口の来町増加や企業の進出、麻布大学の学生の滞在、バリ島との交流事業

や美肌県美肌町、神楽などの取組進展による観光客の増加など、町外から訪れる人や、これに伴う消費の増加が期待できる状況も生まれてきている。

これらを踏まえて、町全体の商業活性化と賑わい創出につなげていくため、役場や小中学校、図書館等が集積し、幹線道路の沿線で町内外からもアクセスしやすい「産直みさと市」周辺地区の再整備を行うことで、本施設が消費の町外流出を食い止める防波堤となり、買い物等の消費活動を通じて人々の賑わいの創出が図られ商工業の活性化を実現し、引いては町全体の賑わい、地域活性化が図られることが考えられる。

本施設が完成すれば、飲食と物販が一体となった町内唯一の施設が整備されることとなり、地域資源を活かした農産品、加工品に加えて町内産蕎麦の提供や町民の憩いの場となる飲食店等、地場産業の活性化に大きな効果が期待され、さらには、これまで取り組みできていなかった近隣商圏からの消費の呼び込みも可能となる。

本件事業の完成により、商業を通して人々が集い、活発に交流することで賑わいを創出し、町全体の活性化に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び島根県環境影響評価条例（平成11年島根県条例第34号）に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、本件事業の施行にあたっては、防音及び防塵に努め、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）や工事用車両の通行等について十分配慮し、周辺環境への影響が最小限となるよう努力するとされていることから周辺環境への影響は軽微であると予測されている。

また、起業者が行った関係部署への照会結果によると、本件事業に係る土地において、埋蔵文化財包蔵地は存在しないことを確認しているが、事業実施にあたり、遺跡等が発見された場合には、関係機関と協議を行い、必要な措置を講じることとされている。

希少野生動植物については、本件事業に係る土地が市街地であるため、特別な措置を講ずべき動植物の確認はされていないが、事業実施にあたり、希少野生動植物の生息・生育が確認された場合には、適切な保全対策を講じることとされている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、美郷町商業活性化賑わい創出事業という性格上、美郷町の商業を活性化できる場所から候補地A（産直みさと市周辺、以下「申請地」という。）、候補地B（美郷町立邑智中学校西側）及び候補地C（美郷町役場南東部）の3か所を候補地として挙げ、検討が行われており、申請地は他の2つの候補地と比較すると、美郷町の中心地であり利便性が優れていること、必要面積を十分に確保することができること、経済性に優れていることなどから、社会的、経済的及び技術的な面を総合的に勘案すると、申請地が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早急に施行する必要性

(3)のアで述べたように、美郷町では、人口減少や少子高齢化などに伴い、商工事業者の減少が加速し、町の中心地である粕淵商店街の空き店舗や空き地が増加していることや美郷町の生鮮食料品販売の中心的な存在である「産直みさと市」も老朽化しつつあること、市町村別人口あたりの飲食店数は県内でも最低レベルとなっている状況を

考慮すると、早急に事業を施行する必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

美郷町役所（産業振興課）

島根県告示第489号

道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路に指定したので告示する。

その関係図面は、県央県土整備事務所及び大田市役所に備えて一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 路線名

一般県道江港大田市停車場線

2 道路の位置

起点：大田市長久町長久イ216-4

終点：大田市長久町長久イ308-4の一部

3 道路の幅員

10.7～14.5メートル

4 道路の延長

215メートル

5 指定の年月日及び番号

令和6年7月18日 第1号

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年7月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年7月12日から令和7年3月24日まで

3 作業地域

出雲市斐川町直江地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年7月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年7月16日から令和11年3月31日まで

3 作業地域

大田市三瓶町志学地内

令和6年5月10日付け島根県報第513号で公告した公共測量の実施について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、島根県知事から作業期間の変更に係る通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年7月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（数値図化）

2 作業期間

（変更前）令和6年4月25日から同年7月19日まで

（変更後）令和6年4月25日から令和7年2月28日まで

3 作業地域

雲南市大東町下久野から木次町寺領地内まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年7月11日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年7月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年3月11日から同年7月11日まで

3 作業地域

出雲市多伎町小田地内

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第44号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和6年7月26日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
島根県ひがなつみ後援会	内田 朋良	松浦 良二	松江市南田町141-9 島根県歯科医師会館内	令和6年7月1日

島根県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和6年7月26日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党島根県自動車整備支部	櫻井 誠己	会計責任者の氏名	忠政 和則	舟木 誠一	令和6年6月15日
自由民主党島根県看護連盟支部	松尾 英子	代表者の氏名	松尾 英子	川合 政恵	令和6年7月1日
自由民主党島根県支部連合会	絲原 徳康	代表者の氏名	絲原 徳康	細田 重雄	令和6年7月6日
		会計責任者の氏名	園山 繁	絲原 徳康	

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
「浜田市職員飲酒運転」をもみ消した久保田市長を裁く党	森谷 公昭	名称	「浜田市職員飲酒運転」をもみ消した久保田市長を裁く党	久保田の職員飲酒もみ消しをぶつつぶす党	令和6年6月20日

出川桃子後援会	菖蒲 周一	会計責任者の 氏名	高木 峰子	上野 やえ	令和6年6月1日
島根県自動車整備 政治連盟	櫻井 誠己	会計責任者の 氏名	忠政 和則	舟木 誠一	令和6年6月15日
島根県看護連盟	松尾 英子	代表者の氏名	松尾 英子	川合 政恵	令和6年7月1日
全国旅館政治連盟 島根支部	植田 裕一	代表者の氏名	植田 裕一	皆美 佳邦	令和6年6月12日
		会計責任者の 氏名	林 利宜	青砥 洋	